

(別紙) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例制定等に係る検討内容(詳細)

1 新条例に規定する事項

項目	説明
(1) 開示請求における手数料について	○改正法では、個人情報の開示請求に係る手数料を地方公共団体の条例で定めることとしています。 ○帯広市ではこれまで、開示手数料は徴収せず、請求対象文書の写しの交付等に要する費用の実費負担のみとしています。今後も請求者が利用しやすい制度とするため、これまでどおり、開示手数料を無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとします。
(2) 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について	○改正法では、公務員等の氏名は、原則不開示情報とされています。 ○帯広市ではこれまで、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、不開示情報から除き開示しています。今後も行政執行の公正性・透明性を確保するため、これまでどおり、公務員等の氏名を開示することとします。
(3) 開示請求の決定・延長期限について	○改正法では、個人情報の開示請求に係る開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にするとしており、条例で定めることによりその期間を短縮することができます。 ○帯広市では、個人情報の開示請求の決定期限を、開示請求があった日から起算して15日以内としており、事務手続上、支障が生じる特段の事情もないため、これまでの取扱いを維持し、決定期限を短縮する特例を設けることとします。 また、決定期間の延長について、帯広市では当該期間を15日以内に限り延長できることとしており、当該期間についても、開示請求の決定期限についての取扱いと同様に、これまでの取扱いを維持し、短縮する特例を設けることとします。
(4) 市の審査会への諮問について	○改正法では、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされました。 ○帯広市においては、今後も地域の実情や特性を考慮しながら施策を実施していくことが必要であるため、これまでどおり、帯広市として個人情報保護制度に関し必要に応じて審査会から意見を聴くことができることとします。
(5) 個人情報保護制度の運用状況の公表について	○改正法では、国の機関である個人情報保護委員会が、毎年度地方公共団体からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。 ○帯広市ではこれまで、市長が各実施機関における請求件数などの運用状況を取りまとめ、公表していることから、今後も個人情報保護委員会による公表内容にかかわらず、これまでどおり、年1回個人情報保護制度の運用状況を公表することとします。

2 改正法に合わせて他の条例を整理する事項

項目	説明
(1) 帯広市情報公開条例の不開示情報について(公共安全情報及び国の安全等に関する情報)	○改正法では、不開示情報のうち、市町村が保有する公共安全情報及び国の安全等に関する情報について、事務又は事業に関する情報に該当する不開示情報の一例として規定されています。 ○これにより、これまで帯広市において、個人情報保護制度と情報公開制度のそれぞれの制度で整合性を図り運用してきた不開示情報について、相違が生じることとなります。 そのため、今後も整合性を図り、請求者や実施機関にとっても分かりやすい制度運用を行うため、帯広市情報公開条例の規定中、公共安全情報及び事務事業執行情報を改正法の規定に合わせて整理することとします。

※ 参考

ア 改正法のとおり運用する事項

- (1) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について
 - 改正法では、行政機関等が保有している個人情報ファイル(記録される本人の数が1,000人以上かつ保存期間が1年以上のものに限ります。)ごとに、個人情報ファイルの名称、利用目的などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられます。
 - 帯広市では、現在、個人情報を取扱う事務について、事務の名称や事務の目的などの事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供することとしています。
 - 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿とは、記載すべき項目や作成の目的等が共通していることから、本人の数及び保存期間に関わらず、全ての個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成することとします。
- (2) 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について
 - 改正法では、決定期限を、請求があった日から30日以内とし、正当な理由があるときは、決定期限を30日以内に限り延長できることとしており、条例で定めることによりその期間を短縮することができます。
 - 帯広市では、訂正請求・利用停止請求ともに、請求に係る決定期限を請求があった日から起算して15日以内としており、また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期限を15日以内に限り延長できることとしています。
 - 過去に帯広市において、訂正請求・利用停止請求を受けた事例はありませんが、当該請求については、内容の精査や慎重な検討を行うなど、その決定までに相当の期間を要する事案が想定されることから、改正法の趣旨も踏まえ、訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限は、改正法で定める期間を適用することとします。

イ 今後必要に応じて検討する事項

- (1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度について
 - 改正法では、地方公共団体が行政機関等匿名加工情報(特定の個人を識別できないように加工し、個人情報を復元できないようにした情報)を活用した事業の提案募集を行う場合は、その手数料を条例で定めることとしており、都道府県及び政令指定都市においては、当該制度の導入が義務とされます。
 - 帯広市においては、当該制度の導入には、実際の運用方法の面等、慎重な検討が必要と考えられることから、当分の間、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度の導入を見送ることとします。
 - なお、今後については、都道府県や政令指定都市の運用事例や、他自治体の動向を注視しながら、導入の要否等について継続して検討していきます。
- (2) 条例要配慮個人情報の内容について
 - 改正法では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」としており、また、地方公共団体が保有する個人情報のうち、要配慮個人情報以外の個人情報で、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として地方公共団体が条例で定めることができることとしています。
 - 帯広市ではこれまで、要配慮個人情報の定義規定は設けておらず、今回の法改正に合わせて、要配慮個人情報に加え、条例要配慮個人情報を定める特別な事情もないため、条例要配慮個人情報に係る規定は設けないこととします。
 - なお、当該情報については、今後の社会情勢の変化や帯広市における諸施策の動向等を踏まえて必要に応じて検討していきます。